

# 洪水浸水想定区域指定・公表予定

資料6

○沖縄県管理河川 7 5 河川中洪水浸水想定区域指定対象 **6 1** 河川

令和 5 年12月時点での指定・公表河川数：**1 0** 河川

水位周知河川

- ・比謝川・天願川・小波津川・安謝川・国場川・安里川・久茂地川・真嘉比川

水位周知河川以外の 2 級河川

- ・西屋部川・屋部川

現在区域図を作成中の河川

- ・満名川・我部祖河川・白比川・報得川・謝名堂川・田原川

→ 周辺に住宅等の防護対象のある河川

今後指定予定河川名	関連市町村
羽地大川（羽地ダム）	名護市
億首川（金武ダム）	金武町
大保川（大保ダム）	大宜味村
辺野喜川（辺野喜ダム）、安波川（安波ダム）、普久川（普久川ダム）	国頭村
福地川（福地ダム）、新川川（新川ダム）	東村
漢那福地川（漢那ダム）	宜野座村
計 <b>9</b> 河川	

新規  
事項

## 水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の  
取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度  
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

### ■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	河川(洪水)		下水道(雨水出水)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ <small>※河川法第97条第1項に準じ、事業費の1/3以上を助成する場合は適用。</small>	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業交付要件とする。		○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 <small>※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。</small>	

# 雨水出水浸水想定区域の指定について

【事業主体：市町】

## ①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する内水浸水想定区域を「雨水出水浸水想定区域」という。（想定最大降雨（例）：高知市 160mm/h、いの町 163mm/h）  
（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような河川の堤防の決壊、河川からの越水による氾濫を伴うものや、津波・高潮による浸水は含まない。

## ②法改正の概要と目的

### 法改正の概要

（通称）流域治水関連法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律）の施行（R3.7.15）により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大

### 【指定対象施設】

（改正前）地下街を有する区域での適用を想定した「水位周知下水道」  
（改正後）上記に、「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」を追加

雨水対策を目的として下水道施設を整備している区域（市町村）は、新たに雨水出水浸水想定区域を指定することが必要

（県内対象市町村（11市町））

高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、高岡十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町

### 目的

#### 水害リスク情報の空白地帯の解消

- 近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化（令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域外においても、多くの浸水被害が発生）
- 潜在的に水害リスクがあるにもかかわらず、そうしたリスクが周知されていない場合、住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性がある。

## ④今後の取り組み（目標）

### 指定目標

令和7年度末までに浸水想定区域図の作成・区域指定を目標に取り組み

- 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）では、令和7年度末までに最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数の目標を800（/1097）に設定
- 区域指定後 ⇒ 市町地域防災計画に情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知  
浸水区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

## ③現状と課題

### 現状

- 県内で、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成している市町は無い。（全国では、R4.3末時点で約1割（105団体）が作成済み）
- 本年度は、2市（高知市、香美市）で浸水シミュレーションを実施中。

### 課題

- 未だ全国でも事例が少ないため、複数のシミュレーション手法のうちどの手法を採用すべきかなど、参考となる情報が少ない。
  - 「フルモデル」管渠や地表面をモデル化し、シミュレーションを行う
  - 「簡易モデル」有効降雨と施設の排水能力を差し引いた降雨をインプットし解析
- 浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図作成には、2分の1の国費補助があるが、人材が限られている市町村においては、業務負担、費用負担が大きい。
- 住民に対する周知の方法等について、検討が必要。（洪水による浸水想定区域図との違いなど。）

### これまでの取組み

- 令和3年7月の流域治水関連法施行を受け、市町村への説明会等を実施。
- 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
  - 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
  - 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）